

乙部町の健全化判断比率・資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項（健全化判断比率）及び第22条第1項（資金不足比率）の規定により、それぞれの比率について、次のとおり公表します。

平成25年度 健全化判断比率

(単位：千円 %)

区 分		実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
標準財政規模 2,384,028千円	乙部町の比率	—	—	5.1	—
	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

平成25年度 公営企業資金不足比率

(単位：千円 %)

区 分	特 別 会 計 名	資金不足額・ 剰 余 額	資金不足 比 率	経営健全化 基 準
法適用	国民健康保険病院事業会計	269,287	—	20.00
法非適用	簡易水道事業特別会計	1,487	—	
法非適用	公共下水道事業特別会計	3,719	—	
法非適用	漁業集落排水事業特別会計	2,282	—	

※乙部町の比率で、実質公債費比率は5.1%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っております。実質公債費比率、連結実質赤字比率については、赤字が発生していないため、比率も発生しませんでした。将来負担比率も、将来負担額を充当可能財源が上回っており、将来負担比率は発生しませんでした。

公営企業資金不足比率についても、資金不足額がないため、比率は発生しませんでした。